

令和8年1月

左京区役所地域力推進室

総務・防災・地域連携促進担当 小巻、河瀬

TEL : 075-702-1001

FAX : 075-702-1301

仕様書

委託名	令和8年度左京区役所出張所等警備業務委託
対象物件	八瀬、大原及び静市出張所（3件）
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 警備会社（以下「受注者」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、この仕様書に定める事項のほか別紙に定める業務提供条件に従い、京都市（以下「発注者」という。）の指定する物件（以下「警備対象物件」という。）について、火災、盗難および不良行為を予防し、かつ安全を確保するための業務（以下「警備業務」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 受注者は、警備業務実施のため必要な警備機器及びこれに付帯する一切の設備（以下「警報装置」という。）を警備対象物件に取り付けるとともに警報装置の保守点検を行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、警報装置に損壊又は故障が生じた場合は、直ちに検出できるようにするとともに、警備業務の実施に支障のないよう、直ちに受注者の負担において復旧しなければならない。ただし、発注者の使用するものの重大な過失により復旧が必要となる場合は、受注者は、それに必要な費用を発注者に請求することができるものとする。</p> <p>4 受注者は、警備実施期間中に事故等が発生したときは、速やかに事故報告書を発注者に提出するものとする。</p> <p>5 受注者は、半期ごとに当該期間の業務完了後、発注者に対し、年間委託料の2分の1を請求するものとし、発注者は、受注者の請求に基づき支払うものとする。ただし、2分の1の金額に円未満の端数が生じる場合は、前期分に加算する。</p> <p>6 契約が解除された場合、受注者は警備対象物件に取り付けた警報装置を速やかに撤去しなければならない。警報装置の設置・撤去等に係る費用は、受注者負担とする。</p> <p>7 受注者又は、受注者の従業員の過失により生じた発注者への損害賠償の額は、1事故につき10億円を限度とする。</p> <p>8 受注者は、業務の実施において環境に配慮すること。</p>

業務提供条件(八瀬出張所、大原出張所、静市出張所分)

- 1 この業務提供条件は、警備業務を円滑に実施するために、仕様書に定めのない事項、その他必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 受注者の警備責任者は、警備対象物件管理責任者と常に連絡を保ち、法令等を遵守し、その指示に従い警備業務を遂行しなければならない。ただし、緊急の連絡をとる必要が生じたときは、発注者があらかじめ決めた順位に従って連絡をとり、その指示にしたがうものとする。
- 3 受注者は、警備業務を提供する時間（以下「業務提供時間」という。）に当たっては、警備対象物件より感知される異常の有無を、受注者の警備本部又は支部において自動的に表示する機械設備を設けるとともに、異常の有無を常時監視する体制をとらなければならない。
- 4 受注者は、業務提供時間中、異常事態が発生した場合に直ちに警備員を派遣できる体制を保ち、警備に万全を期さなければならない。
- 5 受注者は、警備装置について常に正常な機能を維持するため、適宜保守点検業務を行わなければならない。
- 6 受注者は、業務提供時間中、警備対象物件に異常が発生したことを知ったときは、直ちに警備対象物件管理関係者に連絡するとともに、最寄りの警察署又は消防署に通報し、警備員を派遣しなければならない。警備員は現場到着時に罹災状況を確認し、警備対象物件管理関係者に連絡するとともに、消火活動その他必要な措置をとらなければならない。
- 7 受注者は、本契約に記載された職務に従事する受注者の職員に対しては、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うとともに、人命及び安全性の観点から、火災及び侵入に対する防災技術、建築構造その他安全管理に必要な総合技術の研修を行わなければならない。
- 8 受注者は、当該警備員が警備業務に不適当な場合は直ちに交替させ、警備業務を遂行するために必要な措置をとらなければならない。
- 9 受注者は、警備対象物件に取付けた警報装置の操作方法について、警備責任者を通じて警備対象物件管理責任者に技術習得せしめるとともに、文書で操作方法を伝達するものとする。
- 10 受注者は、警備業務提供に際し、発注者が受注者に預託する鍵の保管について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 預託された鍵は、厳重に取り扱い、保管しなければならない。
 - (2) 預託された鍵を紛失したときは、直ちに警備対象物件管理責任者に連絡するとともに、鍵のつかえに伴う一切の費用を負担しなければならない。
 - (3) 受注者は、預託された鍵を紛失したことを知ったにもかかわらず、警備対象物件管理責任者への連絡を怠ったときは、理由の如何を問わず、発注者の契約解除に一切の抗弁ができない。
- 11 発注者は、警備対象物件の増築又は改築を行うときは、受注者に対し書面をもって通知しなければならない。
- 12 警備対象物件及び業務提供時間は次のとおりとする。
(警備対象物件)
 - ・左京区八瀬秋元町 577
左京区役所 八瀬出張所
 - ・左京区大原来迎院町 10-2
左京区役所 大原出張所
 - ・左京区静市市原町 36-3
左京区役所 静市出張所

(警備対象時間)

夜 間 (17:00～翌日8:30)

※ 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始については、上記の夜間時間帯に加え、8:30～当日17:00についても警備対象時間とする。

13 その他、この業務提供条件に定めのない事項並びに疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとし、協議が調わないときは、発注者の認定するところによる。

令和8年1月

左京区役所地域力推進室

総務・防災・地域連携促進担当 小巻、河瀬

TEL : 075-702-1001

FAX : 075-702-1301

仕様書

委託名	令和8年度左京区役所出張所等警備業務委託
対象物件	花背及び久多出張所（2件）
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 警備会社（以下「受注者」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、この仕様書に定める事項のほか別紙に定める業務提供条件に従い、京都市（以下「発注者」という。）の指定する物件（以下「警備対象物件」という。）について、火災、盗難および不良行為を予防し、かつ安全を確保するための業務（以下「警備業務」という。）を提供するものとする。</p> <p>2 受注者は、警備業務実施のため必要な警備機器及びこれに付帯する一切の設備（以下「警報装置」という。）を警備対象物件に取り付けるとともに警報装置の保守点検を行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、警報装置に損壊又は故障が生じた場合は、検出できるようにするとともに、警備業務の実施に支障のないよう、発注者の連絡に応じて受注者の負担において復旧しなければならない。ただし、発注者の使用するものの重大な過失により復旧が必要となる場合は、受注者は、それに必要な費用を発注者に請求することができるものとする。</p> <p>4 受注者は、警備実施期間中に事故等が発生したときは、速やかに事故報告書を発注者に提出するものとする。</p> <p>5 受注者は、半期ごとに当該期間の業務完了後、発注者に対し、年間委託料の2分の1を請求するものとし、発注者は、受注者の請求に基づき支払うものとする。ただし、2分の1の金額に円未満の端数が生じる場合は、前期分に加算する。</p> <p>6 契約が解除された場合、受注者は警備対象物件に取り付けた警報装置を速やかに撤去しなければならない。警報装置の設置・撤去等に係る費用は、受注者負担とする。</p> <p>7 受注者又は、受注者の従業員の過失により生じた発注者への損害賠償の額は、1事故につき10億円を限度とする。</p> <p>8 業務の実施において、環境に配慮すること。</p>

業務提供条件(花背、久多出張所分)

- 1 (1) 受注者は、発注者が自らの安全を確保するために使用する警報機器を契約対象物件に取り付けるものとする。
(2) 発注者は、所定の方法に従って警報機器を使用し責任をもって保管するものとする。
(3) 発注者は、警報機器を操作できない場合は受注者に連絡するものとし、受注者は翌営業日以降、遅滞なく出勤する。
- 2 発注者は、警報機器の設置工事が完了したときは、速やかに工事結果を確認後、警報機器を借り受け使用を開始するものとする。
- 3 受注者は、警報機器の配線について、自然損耗その他受注者の責に帰すことのできない、通常の使用以外で発生した事由により、発注者の警報機器の使用に支障が生じた場合には、配線の取替工事を行うものとし、その取替えに要する費用は発注者の負担とする。
- 4 受注者は、警報機器について適宜点検を行う。
- 5 (1) 発注者は、警報機器について、定められた用法に従って使用するとともに、その作動状態に日常注意し、故障又は異常の発生を知ったときには、直ちに受注者に連絡するものとする。
(2) 受注者は、前項に定める通知に基づき、警報機器の点検（以下「オンコール対処」という。）を行いうるものとする。
- 6 (1) 受注者は、点検及びオンコール対処の結果に基づき、発注者の申し出により警報機器の調整、修理又は交換の措置を取るものとする。
(2) 警報機器の補修又は交換に要する費用は、その原因が発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者が負担するものとする。
(3) 発注者は、次の項目に定める料金についても、別途受注者に支払うものとする。
ア 点検時又はオンコール対処時に、足場を組む必要がある場合の料金
イ 発注者の要請による点検又はオンコール対処が受注者の営業時間（平日 9 時～17 時）以外に行われる場合
- 7 (1) 発注者は、点検及びオンコール対処並びに前条に定める調整、修理又は交換後の作動試験に際しては、担当責任者を立ち会わせなければならない。
(2) 受注者が業務を円滑に実施できるよう、発注者は受注者に次のとおり協力するものとする。
ア 必要な場所、電力等を無償で提供する。
イ 業務を受注者の就業時間内に実施できるように協力する。
(3) 第一項の立会者は、当該点検又は作動試験が完了したと認めたときは、受注者の業務が完了したものとして、受注者が作成する点検票にその旨の確認の表示をするものとし、受注者は当該点検票を発注者に提出する。
- 8 (1) 本契約が終了したときは、受注者は直ちに警報機器を撤去する。この撤去に要する費用は、発注者の負担とする。受注者は警報機器を撤去する場合、警報機器の取付けの必要上契約対象物件に施された孔穴、その他の変更部分については、パテ埋め、化粧板の設置を超える現状回復の義務は負わないものとする。
(2) 前項の場合、又は本契約の有効期間中に発注者の責に帰すべき原因により、警報機器が滅失、毀損、その他その効用を失ったときは、発注者は、それによって生じた損害を受注者に賠償する。
- 9 受注者の責に帰すことができない事由により、警報機器の機器が停止している期間中にも本契約は継続するものとし、発注者は受注者に対し、所定の契約料金を支払うものとする。
- 10 (1) 発注者は、契約対象物件の移転、増改築、模様替え、又は用途の変更により、警報機器の設置要領の変更を必要とするときには、その日から起算して 7 日前までに（移転する場合は、1箇月前ま

でに) 受注者に変更箇所を明示した物件の図面を添付のうえ、通知するものとする。

- (2) 受注者は、前項の通知を受けたときは、翌業務日以降速やかに警報機器の増設、変更等の措置を取るものとする。この場合、発注者は、警報機器の増設、変更に要する費用を負担するものとする。
- (3) 発注者は、受注者の同意なくしては、一切自ら警報機器の取り外し、移設等の措置を取らないものとする。

11 発注者及び受注者は、本契約の締結並びに実施に当たり知り得た相手方の機密事項を、契約期間有効期間中であると契約終了後であるとを問わず、一切他に漏洩してはならない。

12 受注者は、本契約の履行に当たり、業務の全部若しくは、一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

13 受注者は、発注者の承認を受けないで本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

14 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

- ア 受注者が正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき
- イ 本契約について、受注者又はその従業員に不正又は不当の行為があったとき
- ウ 発注者において、受注者が本契約を履行することができないと明らかに認めたとき
- エ 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき

15 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により業務を提供しがたいと認めたときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

16 発注者及び受注者は、解約につき相当の事由がある場合は、その事由を付し文書をもって相手方に解約の予告をするものとし、文書到着後、発注者と受注者が協議のうえ、本契約を解除することができる。

17 警備対象物件及び業務提供時間は、次のとおりとする。

(警備対象物件)

・左京区花脊大布施町196

左京区役所 花脊出張所

・左京区久多宮の町3

左京区役所 久多出張所

(警備対象時間)

夜 間 (17:00～翌日8:30)

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始については、上記の夜間時間帯に加え、8:30～当日17:00についても警備対象時間とする。

18 その他、この業務提供条件に定めのない事項並びに疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとし、協議が調わないときは、発注者の認定するところによる。